

第161回定例研究会

10月21日(木)

於:国労会館およびZoom

最低保障年金制度の必要性とその内容

～全日本年金者組合第3次提言をもとに

報告者:中澤 秀一 氏(静岡県立大学短期大学部 准教授)

○高齢者の貧困

高齢者の貧困問題の背景にある低年金構造
←老齢年金受給者のうち年額100万円未満が、
男性=17.0%、女性=52.9%

働かざるをえない高齢者:就業している人のうち、7.4人に1人が高齢者(930万人)

○なぜ高齢期に貧困に陥るのか

収入と支出とのギャップが年々大きくなっていったことが要因。

高齢期になって年金に依存するから貧困化するのではなく、そもそもあった階層格差が顕在化するということ。

○全世代型社会保障改革のねらい

全世代型社会保障の方針は、社会保障制度の改革よりも雇用政策に力点を置く一方で、(健康で文化的な)最低限度の生活保障という社会保障本来の目的への接近は見られず、低年金構造問題は残されたまま。

○高齢期の生活保障のあり方

・単身者を想定した制度設計の必要性

公的年金の給付額は夫婦世帯で受給することを前提に設計されており、単身で老後を迎える場合、年金給付の生活費に対する不足が生じやすい。

・高齢単身世帯の最低生計費

最低生計費試算調査から得られたひとり暮らし高齢者(70歳女性)の最低生計費(税・社会保険料込み)は、新潟市在住で月額約15万6000円、福岡市在住で月額約16万2000円。

※貧困に陥りやすい単身高齢者の問題を解決するためには、高齢者のみならず、現役世代をも含めたトータルな政策(最低規制)が不可欠

○現役世代に対しては最低賃金の引き上げ

○低年金者は年金額に占める基礎年金の割合が高いので、基礎年金の給付水準の見直し

○医療・介護の社会保険料と給付時の自己負担軽減

○家賃補助による住宅費の軽減

○全日本年金者組合による「提言」

すべての高齢者に月額8万円を保障し、その土台の上に拠出制年金を上乗せする制度

*最低保障年金は、最低限必要な基礎的消費支出を賄える水準であり、2階・3階部分(新国民年金や新厚生年金)との組み合わせで老後の生活保障を図ることを想定。

・新国民年金について

被保険者は20歳以上65歳未満で、保険料は「応能負担」で設定し、9.15%程度。

・新厚生年金について

被用者はすべて加入し、保険料率は18.3%(労使負担)し、負担割合は、事業主7、労働者3(中小零細企業については、事業主5、労働者3、国2)。

・第3次提言で追加された内容

- 1)障害年金、遺族年金まで踏み込んだ。
- 2)障害基礎年金部分に新たに3級を加えた。
- 3)遺族基礎年金部分は、受給の中心が「子」であることを明確にした。
- 4)年金支給は毎月実施。
- 5)物価スライドは、物価が下落のときは上昇するまで据え置き。

・60歳→65歳支給開始の理由

- 1)現行制度が65歳支給であること。
- 2)日本の雇用制度が60歳定年制から、再雇用・再任用制度を導入し実質65歳までの雇用制度を採用している省庁・企業が圧倒的多数となっていること。
- 3)日本の健康寿命(男性72.14歳、女性74.79歳)、平均寿命(男性81.25歳、女性87.32歳)が延びていること。
- 4)国際基準が65歳超となっていること。

・財源は国庫および事業主の負担により捻出

→大企業優遇税制を是正し「応能負担」を徹底、歳出の見直し(3兆円)、税制改革を進めて所得税の増収を図る。

*連絡先:〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>